第143回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和5年1月18日(水)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和5年1月18日(水)午後1時56分
- 3 閉会の日時 令和5年1月18日(水)午後2時58分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所 7階大会議室
- 5 出席委員の氏名並びに出席、欠席の別

出席17名 欠席0名

議席番号	氏 名	出欠の別	議席番号	氏 名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	1 0	久山 優	出席
2	荒井 隆文	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
職務代理	池上 克己	出席	1 2	小橋 久宣	出席
4	板野 元次	出席	1 3	小林 弘幸	出席
5	浦上 和己	出席	1 4	角南 一昭	出席
6	遠藤 茂	出席	1 5	長瀬 孝司	出席
7	賀門 義和	出席	1 6	信定 知福	出席
8	河田 敬司	出席	1 7	和田 修一郎	出席
9	國定 豪	出席			

6 事務局出席者

事務局:担当局長 佐古 和之 参事監 真田 明彦

総務・農政担当課長 菱川 真輔

担当課長補佐 三浦 諭 農地担当係長 田尾 和宏 主任 山田 遼介

- 7 傍聴者 0名
- 8 議 題

第1号議案 農地関係申請等について

- 申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4)農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について
 - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について(所有権の移転)
 - (6) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
 - (7)農地の公売に対する買受適格証明願(耕作目的)について
- 別 紙(8)農業振興地域整備計画変更に関する意見について(令和4年8月締分)
- 報告(1)農地法第4条第1項第8号の規定による転用届について
 - (2)農地法第5条第1項第7号の規定による転用届について
 - (3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
 - (4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 - (5)農地改良届について
- 第2号議案 農政関係等について
 - (1)農政関係等について
 - (2) その他

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第143回総 会を開会します。(あいさつ)

> 議事録署名委員を指名します。4番 板野委員,15番 長瀬委員にお願い します。

議案の審議の前に,事務局,訂正等あればお願いします。

田尾係長 議案の訂正はありません。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。

第1号議案, 農地関係申請等について, を上程します。

申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長

1番及び2番は、同じ地域、同一世帯ですのでまとめて説明します。

1ページ1番,2番の受人らは松尾に居住し,約50aの農地を耕作する農業者で、受贈により松尾の田を取得しようとするものです。

いずれも,取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係等問題がないこと,下限面積30aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番,受人は松尾に居住し,約20aの農地を耕作する農業者で,受贈により芳賀の畑と松尾の田と畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積30aを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番,受人は中区西川原に居住し、約50aの農地を耕作する農業者で、増 反により中原の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

5番と6番は、同じ地域、同じ受人ですのでまとめて説明します。

5番,6番の受人は花尻ききょう町に居住し,約41aの農地を耕作する農業者で、増反により尾上の田を取得しようとするものです。

調査により受人の体調が悪いことが判明し、高齢取得理由書の内容に疑義があるとして、いずれも保留意見となっています。

7番,受人は原に居住し、約40 aの農地を耕作する農業者で、増反により原の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

8番,受人は芳賀に居住し、約1.5 h a の農地を耕作する農業者で、増反により芳賀の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見 をお願いします。

中・中央地区協議会で、1番から8番までの8件について協議したところ、 秋山委員 事務局の説明のとおりで、5番及び6番を保留意見、残る6件についてはいず れも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

他の委員さん,何かご意見がありますか。 長 議

全 員 異議なし。

次に、北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。 議 長

9番,受人は中撫川に居住し,世帯で46aの農地を耕作する農業者で,増 反・受贈により中撫川の田を所有権移転しようとするものです。 取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係

等問題がないこと,下限面積30aを超えていることから,許可要件をすべて 満たしていると考えます。

10番, 受人は加茂に居住し, 世帯で約29aの農地を耕作する農業者で, 増反により加茂の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係 等問題がないこと, 許可により下限面積30aを超えることから, 許可要件を すべて満たしていると考えます。

1 1 番, 受人は立田に居住し, 世帯で約 3.2 h a の農地を耕作する農業者 で、増反・受贈により高松原古才の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係 等問題がないこと, 下限面積30aを超えていることから, 許可要件をすべて 満たしていると考えます。

12番, 受人は倉敷市西坂に居住し, 世帯で58aの農地を耕作する農業者 で、増反・受贈により新庄下の田を所有権移転しようとするものです。

なお、受人は令和5年4月に現住所から新庄上へ転入予定となっています。 取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係 等問題がないこと, 下限面積30aを超えていることから, 許可要件をすべて 満たしていると考えます。

2ページ13番,受人は新庄下に居住し,世帯で約1.4haの農地を耕作 する農業者で、 増反・受贈により新庄下の田を所有権移転しようとするもので す。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係 等問題がないこと,下限面積30aを超えていることから,許可要件をすべて 満たしていると考えます。

14番,受人は新庄下に居住し,世帯で約35aの農地を耕作する農業者 で、増反・受贈により新庄下の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係 等問題がないこと, 下限面積30aを超えていることから, 許可要件をすべて 満たしていると考えます。

15番,受人は新庄上に居住し,世帯で約69aの農地を耕作する公務員兼 農業者で、増反・受贈により新庄上の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係 等問題がないこと, 下限面積30aを超えていることから, 許可要件をすべて

田尾係長

満たしていると考えます。

16番,受人は新庄下に居住し,世帯で約73aの農地を耕作する農業者 で、増反・受贈により新庄下の田及び畑を所有権移転しようとするものです。 取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係 等問題がないこと, 下限面積30aを超えていることから, 許可要件をすべて 満たしていると考えます。

17番,受人は杉谷に居住し,世帯で約45aの農地を耕作する会社員兼農 業者で、増反・受贈により杉谷の田及び畑を所有権移転しようとするもので

取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係 等問題がないこと, 下限面積30aを超えていることから, 許可要件をすべて 満たしていると考えます。

北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見 議 長 をお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、9番から17番までの9件について協議したところ、 事務局の説明のとおりで, いずれも許可意見としており, 農業委員としても同 様の意見です。

議 長 他の委員さん,何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 18番, 受人は御津紙工に居住し, 約66 a耕作する農業者で, 増反・受贈 により御津紙工の畑を所有権移転しようとするものです。

> 取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係 等問題がないこと,下限面積20aを超えていることから,許可要件をすべて 満たしていると考えます。

> 19番,受人は御津紙工に居住し,世帯で約61a耕作する農業者で,増反・ 受贈により御津紙工の田を所有権移転しようとするものです。

> 取得後のすべての農地を利用すること,機械,労働力,技術,地域との関係 等問題がないこと, 下限面積20aを超えていることから, 許可要件をすべて 満たしていると考えます。

> 20番,受人は御津紙工に居住し,約1ha耕作する農業者で,増反・受贈 により御津紙工の田を所有権移転しようとするものです。

> 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係 等問題がないこと,下限面積20aを超えていることから,許可要件をすべて 満たしていると考えます。

> 21番, 受人は御津高津に居住し, 世帯で約61a耕作する農業者で, 増反・ 受贈により御津高津の田を所有権移転しようとするものです。

> 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係 等問題がないこと,下限面積30aを超えていることから,許可要件をすべて 満たしていると考えます。

22番及び25番は同時申請で同じ受人ですので, まとめて説明します。

22番及び25番の受人は、令和4年に設立された北区表町三丁目に本店 を置く農地所有適格法人で、新規就農により22番の御津国ケ原の畑に10 年間の使用貸借権を設定し、25番の建部町富沢の田畑を所有権移転しよう

とするものです。

株主要件など農地所有適格法人の要件を満たすこと、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後22番の下限面積20a及び25番の下限面積30aを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

23番,受人は北区加茂に居住し,約1ha耕作する農業者で,増反により 建部町品田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

3ページ24番,受人は建部町市場に居住し,約1.5ha耕作する農業者で、増反・受贈により建部町市場の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積 30 a を超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

26番及び27番は同時申請で同じ受人ですので、まとめて説明します。

26番及び27番の受人は,久米郡美咲町に居住し,新規就農により建部町 大田の26番の田及び27番の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、許可後下限面積30aを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意 見をお願いします。

田尾係長 御津・建部協議会に農業委員さんが全員欠席したため、事務局からご報告いたします。

御津・建部地区協議会で、18番から27番までの10件について協議した ところ、いずれも許可意見としております。

議 長 御津・建部地区の委員さん及び他の委員さん,何かご意見がありますか。 全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

山田主任 3ページ28番,受人は玉野市南七区に居住し、世帯で約9.8haを耕作する農業者で、借入地の取得により北七区の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

29番,30番共に,受人は南区藤田に事務所を置き,約7.1 h a の農地を耕作する農地所有適格法人で,増反により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

適格法人の要件を満たすこと、また、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

(※賀門委員退室)

4ページ31番,受人は南区箕島に居住し、世帯で約5.6haを耕作する

農業者で、増反・受贈により箕島の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積 50 a を超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

32番,受人は南区古新田に居住し,世帯で約1haを耕作するアルバイト 兼農業者で,借入地の取得により古新田の田を所有権移転しようとするもの です。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

33番,受人は南区箕島に居住し、世帯で約4haを耕作する農業者で、借入地の取得により内尾の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積 50 a を超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

34番,受人は南区西紅陽台一丁目に居住し,世帯で約3haを耕作する農業者で,増反により奥迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積50aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願 いします。

荒井委員 南区協議会で、28番から34番までの7件について協議したところ、事務 局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん,何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(1)の中・中央地区1番から南区34番までの34件については、中・中央地区5番、6番を保留とし、残る32件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。

(※賀門委員入室)

次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田 尾 係 長 5ページ1番,令和4年10月19日付農振除外済案件で,貸露天駐車場と して一時転用中です。

現在、申請地は令和2年1月20日付の許可を受け、申請地を隣接する申請人所有地である既存貸露天駐車場と一体利用する貸露天駐車場として利用されてきました。一時転用期間中、申請地が適正に貸露天駐車場として利用されてきたこと、また、今後も従前通り貸露天駐車場として継続利用される必要があることから、当該既存貸露天駐車場と合わせて20台分の貸露天駐車場として永久転用許可を受けようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的

は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題 ないと考えます。

2番,転用目的は農地改良のための一時転用です。

農地改良を行い、普通野菜の栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は、令和5年1月18日から令和5年3月31日までの3か月間です。

先月議案で報告の農地改良届出済みの隣接地と一体利用して行うもので,合計面積が1,000m²を超えるため,許可申請となります。

農地区分は、農用地ですが、農地改良の一時転用であり農業振興地域整備計画に支障を及ぼす恐れがないことから例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

- 3番と4番は、同じ地域、同じ申請者ですのでまとめて説明します。
- 3番は貸露天駐車場として一時転用中です。

申請地は令和元年12月13日付の許可を受け、申請地に近接する事業所の 従業者や周辺住民等が利用する貸露天駐車場として利用されてきました。一 時転用期間中、申請地が適正に貸露天駐車場として利用されてきたこと、ま た、今後も従前通り貸露天駐車場として継続利用される必要があることから、 申請地を貸露天駐車場5台分として永久転用許可を受けようとするもので す。

4番, 転用目的は、永久転用目的の一時転用による貸露天駐車場です。

申請地は申請地に近接する当該事業所の従業者が利用する露天駐車場を確保する必要があることから、当該事業所に貸し出すため申請地を貸露天駐車場4台分として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見 をお願いします。

秋 山 委 員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、 事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様 の意見です。

議 長 他の委員さん,何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(2)は、中・中央地区1番から4番までの4件ですが、 いずれも許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(3)農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に 入ります。

中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田 尾 係 長 1番から3番については、同じ地域ですのでまとめて説明します。 6ページ1番から3番、いずれも令和4年10月19日付農振除外済案件で、 転用目的は自己専用住宅です。

1番、申請人は中区門田屋敷四丁目の借家に申請人らと子ども2人の4人で生活していますが、家財道具が増え手狭であることから現住居を退去し、申

請人(夫)の勤務地に近く、申請人(妻)の通勤に際し交通至便である申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

2番、申請人は大安寺南町一丁目の借家に申請人ら2人で生活していますが、家財道具が増え手狭であることから現住居を退去し、現在の居住地に近く生活環境も変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

3番、申請人は大安寺南町二丁目の借家に申請人と妻と子ども2人の4人で生活していますが、家財道具が増え手狭であることから現住居を退去し、子どもの小学校区も変わらず、生活環境も変わらない申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見 をお願いします。

秋 山 委 員 中・中央地区協議会で、1番から3番までの3件について協議したところ、事務 局の説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん,何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明をお願いします。

田 尾 係 長 6ページ4番,転用目的は露天駐車場で、永久転用目的の3年間の一時転用申請です。

申請人は、平成15年に設立された足守に主たる事務所を置く特定非営利活動法 人です。

申請地近隣で、保育園、障害児通所支援事業施設、放課後児童クラブを運営していますが、この度既存駐車場の位置に、新たに放課後等デイサービス及び放課後児童クラブの複合施設を建設することとなり、送迎用の駐車場が不足する見込みから、早急に駐車場を確保する必要が生じたため、建設予定地に近接する申請地に賃借権を設定し、露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり、農業振興地域整備計画に支障を及ぼすおそれがないことから、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番,6番は同じ地域ですので、まとめて説明します。転用目的はいずれも自己専 用住宅です。

5番、申請人は、現在、北区高柳西町の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、 子どもの物や家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請人の妻の 職場に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

6番、申請人は、現在、北区北長瀬本町の賃貸住宅に夫婦で生活していますが、家 財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請人の実家に近い申請地の 所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

いずれも、農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番, 転用目的は自己専用住宅です。

申請人夫婦は、現在、平野の賃貸住宅に夫婦で生活していますが、子どもの出産予定があり、また、家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請人(夫)の実家に近い申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7ページ8番、転用目的は自己兼用住宅(美容院)です。

申請人夫婦は、現在、北区西崎一丁目の賃貸住宅に夫婦で生活していますが、子どもの出産予定があり、また、家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請人夫婦の現在の勤務先(美容院)に近く、開業後も継続して従来からの顧客の利用が見込まれる申請地の所有権を移転し、自己兼用住宅(美容院)を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番, 転用目的は分家住宅です。

申請人は、現在、北区北長瀬本町の賃貸住宅に家族3人で生活していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭となったことから現住居を退居し、申請人の実家に隣接した申請人の父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見 をお願いします。

小橋 委員 北・吉備地区協議会で、4番から9番の6件について協議したところ、事務局説明 のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん,何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

山 田 主 任 7ページ10番, 転用目的は自己専用住宅です。

申請人は中区平井三丁目の父所有の実家に両親と同居人で生活していますが、家財道具が増え手狭となったことから、申請人の職場に近くなる申請地の所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。なお、現在住んでいる実家には、引き続き両親と同居人が居住します。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番,本件は令和4年10月19日付農振除外済案件で,転用目的は露天駐車場及び露天資材置場です。

申請人は南区小串にて堆肥製造販売業を営む法人ですが、扱う資材の量の 増加により既存の資材置場では手狭なため、現在利用している既存敷地に隣 接する申請地を所有権移転して敷地拡張しようとするものです。 農地区分は、農地の広がりが10ha以上の1種農地ですが、既存敷地の拡張であり、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番, 転用目的は自己専用住宅です。

申請人は南区千鳥町の借家に夫婦と子供1人で生活していますが、家財道 具が増え手狭となったことから、夫の職場及び妻の実家に近くなる申請地の 所有権を移転し、自己専用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりが10ha未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願 いします。

荒 井 委 員 南区協議会で、10番から12番までの3件について協議したところ、事務 局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(3)は、1番から12番までの12件全件を許可と決定 してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

次に申請等(4)農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

田尾係長 8ページ1番,前回保留となった案件で,申請人は賃貸人(所有者)の

氏で、賃貸借契約の解約申請です。申請理由ですが賃借人は少なくとも平成29年以降5年間は申請地を耕作しておらず、それ以前も相続後は委託による耕作か不耕作であった。賃借人に解約の意思はないが、賃借人による耕作は将来にわたって見込まれず、申請人は今後、耕作する隣接農地と一体的に利用して耕作したいため、契約を解約したいというものです。

これまで所有者側へ聴き取り及び借人側の権利者調査を行っているところです。

引き続き,双方への聴き取りや現地調査等を行う必要があるため,地区協議会では保留意見となっております。

議 長 協議会では保留意見ということですが、他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(4)については、中・中央地区の1件を保留と決定してよろ しいですか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

次に申請等(5)岡山市農用地利用集積計画の決定(所有権移転)について 審議します。事務局より説明をお願いします。

田尾係長 今回の利用集積計画(所有権移転)について説明します。 9ページ中・中央地区1番から11ページ南区1番までの4件です。 農地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、いずれも所有者から財団への所有権移転です。

計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると 考えられ、地区協議会の審議では、原案どおり決定意見となっています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは,申請等(5)は原案どおり決定してよろしいですか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。

次に、申請等(6)農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

田 尾 係 長 12ページ1番から17ページ17番までの17件で,すべて相続による 所有権取得です。あっせん等の希望はありません。

各地区協議会では、いずれも問題なく受理意見です。

議 長 ただいまの説明に対してご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、申請等(6)については、17件全件を問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定します。

次に、申請等(7)農地の公売に対する買受適格証明願(耕作目的)について、 事務局から説明をお願いします。

田尾係長 18ページ1番の1件は、増反を目的に公売農地について入札参加を希望 しているもので、3条と同様の審議をお願いします。なお、公売日は2月7日 となっています。

> 1番,願出人は栢谷に居住し,約1.2haの農地を耕作する農業者で,増 反により栢谷の田を取得しようとするものです。

> 取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積20aを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

中・中央地区協議会の審議では、適格者と認める意見となっています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見,ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 申請等(7)の1件は、適格者と認め、証明書の交付を決定してよろしいです か。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定します。

次に別紙の申請等(8)農業振興地域整備計画変更に関する意見についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

田尾係長 別紙議案「申請等(8)農業振興地域整備計画変更に関する意見について」をご覧ください。令和4年8月締めの農振除外申出について、現地確認や協議を行った結果、変更案がまとまり、岡山市の農林水産課から意見を求められているものです。地域ごとに綴じられている一覧表の中で、斜線が引いてある案件について

は、取下げ又は除外しない方針が示されたものです。他の案件については除外相 当の案となっています。

内容についてはご覧のとおりです。各地区協議会でご協議いただきまして、岡山地域、御津地域、建部地域及び灘崎地域について、いずれの協議会も変更計画案は適当であるとの意見となっています。

議 長 事務局から説明がありましたが、農業振興地域整備計画変更に関する意見については、岡山地域、御津地域、建部地域及び攤崎地域とも、原案は適当であるとの意見でよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

田尾係長 報告(1)農地法第4条第1項第8号の規定による転用届については,19 ページ1番から4番までの4件で,転用目的は貸駐車場1件,露天駐車場2 件,露天駐車場用地の敷地拡張1件で,専決日は備考欄のとおりです。

報告(2)農地法第5条第1項第7号の規定による転用届については,20ページ1番から21ページ19番までの19件で,転用目的は,分譲住宅地5件,露天駐車場3件,建物築造1件,延長敷地1件,敷地拡張(是正)1件,露天資材置場1件,住宅用地1件,自己用住宅3件,貸露天駐車場2件,老人ホームの建設1件で、専決日は備考欄のとおりです。

報告(3)農地法第18条第6項の規定による合意解約通知については、23ページ1番から25ページ9番までの9件で,解約理由は耕作目的6件,転用目的3件です。離作料は記載のとおりとなっています。

報告(4)農地法施行規則第29条第1号該当転用届については,26ページ1番の1件で,内容は、農業用倉庫です。

報告(5)農地改良届については、27ページ1番の1件で、内容は果樹園です。

議 長 これらの報告について、ご質問等はありますか。

全 員 ありません。

議 長 それでは、これで第1号議案の審議を終了します。続いて、第2号議案農政 関係等について、事務局から説明をお願いします。

事務局 第2号議案を説明

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。他に何かあります か。

事務局 次回総会予定(2月20日(月)市役所7階大会議室)

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名する。

議 長

署名委員

署名委員